平成２１年（フ）第８８号
群馬県伊勢崎市南千木町1695番地２
債務者　大澤　幸男
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７号
群馬県伊勢崎市太田町1111番地
債務者　上村　　貢
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２４号
群馬県伊勢崎市境米岡227番地
債務者　宮内　若奈
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
群馬県前橋市大胡町127番地10
債務者　島田　千鶴（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３７２号
群馬県前橋市下新田町623―１　ＣＨＡＲＭＡＮ101、住民票上の住所群馬県高崎市剣崎町480番地６
債務者　宮一　　治
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８８号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木710番地29
債務者　山口　雪枝（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８９号
群馬県前橋市総社町総社1275番地２
債務者　吉越　紀子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
群馬県前橋市上大屋町91番地１
債務者　鹿沼　秀明
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９４号
群馬県前橋市青柳町849番地７　エステートピア青柳102号
債務者　松木　絹江（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９６号
群馬県渋川市行幸田1417番地１　第２フジサンコーポ206号室
債務者　新井　和吉
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
群馬県佐波郡玉村町大字福島1197番地７
債務者　中原小夜子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０３号
群馬県伊勢崎市日乃出町455番地３　広陽ハイツＡ107
債務者　小沼すえ子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
群馬県伊勢崎市曲沢町125番地３　マンションオーラム202
債務者　鎌田　正茂
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０６号
群馬県伊勢崎市曲沢町125番地３　マンションオーラム202
債務者　鎌田　達也
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０８号
群馬県前橋市総社町２丁目11番地１　サンハイツＴ―203号
債務者　島津　良雄
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０９号
群馬県伊勢崎市三室町4192番地32
債務者　小島　和代
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１０号
群馬県前橋市下細井町415番地４　高井住宅３号
債務者　細川　信行
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１８号
群馬県前橋市三河町１丁目19番29―２Ｂ号第７登丸ビル
債務者　佐藤　由美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
前橋地方裁判所